

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号) (第一条関係)	1
○ガス事業法施行令(昭和二十九年政令第六十八号) (第二条関係)	13
○電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号) (第三条関係)	22
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号) (第四条関係)	28

改正案	現行
<p>（子供用特定製品）</p> <p>第三条 法第二条第四項の子供用特定製品は、別表第一第三号及び第十三号に掲げる特定製品とする。</p> <p>（特定保守製品）</p> <p>第四条 法第二条第五項の特定保守製品は、別表第三に掲げるとおりとする。</p> <p>（製品事故から除かれる事故）</p> <p>第五条 法第二条第六項の政令で定める事故は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。</p> <p>（重大製品事故の要件）</p> <p>第六条 法第二条第七項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（取引デジタルプラットフォームにおける消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法）</p>	<p>（新設）</p> <p>（特定保守製品）</p> <p>第三条 法第二条第四項の特定保守製品は、別表第三に掲げるとおりとする。</p> <p>（製品事故から除かれる事故）</p> <p>第四条 法第二条第五項の政令で定める事故は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第四項に規定する器具、同条第五項に規定する容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃに起因する食品衛生上の危害が発生した事故とする。</p> <p>（重大製品事故の要件）</p> <p>第五条 法第二条第六項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

第七条 法第二条第八項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 競り

二 当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定の消費生活用製品の販売価格を設定し、当該消費生活用製品の販売価格により契約の相手方となることを条件として一般消費者による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、一般消費者から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の一般消費者の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者を当該契約の相手方と決定する方法

（規格又は基準を定めることができる他の法律）

第八条 法第三条第一項の政令で定める他の法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 別表第一第一号及び第十三号に掲げる特定製品 食品衛生法及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

二 （略）

第九条 （略）

（新設）

（規格又は基準を定めることができる他の法律）

第六条 法第三条第一項の政令で定める他の法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 別表第一第一号に掲げる特定製品 食品衛生法及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）

二 （略）

（証明書の保存に係る経過期間）

第七条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げる特別特定製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第十条 (略)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

(回収等の措置を命ずることができ他の法律の規定)

第十三条 法第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 食品衛生法第五十九条
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第五百五十七条
- 三 電気用品安全法第四十二条の五
- 四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(検査機関の登録の有効期間)

第八条 法第十九条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第九条 法第三十一条第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員(同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、主務省令で定める。

(重大製品事故に係る危害の発生及び拡大を防止すべき他の法律)

第十条 法第三十五条第四項の政令で定める他の法律は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第一百十二号)とする。

(回収等の措置を命ずることができ他の法律の規定)

第十一条 法第三十九条第一項の政令で定める他の法律の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 食品衛生法第五十九条
- 二 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) 第五百五十七条
- 三 電気用品安全法第四十二条の五
- 四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(昭和四十二年法律第四百十九号)第六十五条

五 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条各
項

(報告の徴収)

第十四条 (略)

2 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定製品(特定保守製品を除く。以下この項において同じ。)の製造又は輸入の事業を行う者(届出事業者を除く。)に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

3 5 (略)

6 法第四十条第一項の規定により主務大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項(法第六条第五号の措置に関する事項を含み、特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。)とする。

(昭和四十二年法律第四百十九号)第六十五条

五 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第六条各
項

(報告の徴収)

第十二条 (略)

2 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定製品(特定保守製品を除く。以下この項において同じ。)の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の種類(届出事業者にあつては、型式)、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項(届出事業者にあつては、法第六条第四号の措置に関する事項を含む。)とする。

3 5 (略)

(新設)

7 法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係る特定製品の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該特定製品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関する事項（法第六条第五号の措置に関する事項を含む。）とする。

8 | (略)

(主務大臣及び主務省令)

第十五条 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請、法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請に関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十三第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

2 法第三十二条の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表に関する事項についての主務大臣は、当該特定

(新設)

6 | (略)

(主務大臣及び主務省令)

第十三条 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請並びに法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の六第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務大臣は、経済産業大臣とする。

2 法第三十二条の六第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表についての主務大臣は、当該特定保守製品取引

保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣とする。

3 法第三十二条の二十三第一項の規定による情報の収集に関する事項、法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請、法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請に関する事項についての主務大臣は、当該情報の収集、通知の受領、協議、調査、要請及び命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。

4 法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査、法第四十六条の二の規定による公表及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 当該報告の徴収、立入検査、公表及び申出の受理に係る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者については、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

二 当該報告の徴収、立入検査、公表及び申出の受理に係る特定保守製品取引事業者については、当該特定保守製品取引事業者の事業を所管する大臣

5 (略)

6 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の

事業者が行う事業を所管する大臣とする。

3 法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項、法第三十三条の規定による情報の収集、法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請並びに法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項についての主務大臣は、当該情報の収集、通知の受領、協議、調査、要請及び命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。

4 法第四十条第一項の規定による報告の徴収、法第四十一条第一項の規定による立入検査に関する事項及び法第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

一 当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者については、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

二 当該報告の徴収、立入検査及び申出の受理に係る特定保守製品取引事業者については、当該特定保守製品取引事業者の事業を所管する大臣

5 (略)

6 法第五十四条第一項第三号に定める事項（法第三十五条第三項の規定による通知の受領、法第三十六条第二項の規定による

受領、法第三十六条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請、法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請に関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の八第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十三第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務省令は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。

7 法第四十六条の二の規定による主務省令は、第四項に規定する主務大臣の発する命令とする。

第十六条 (略)

協議及び同条第三項の規定による調査、法第三十七条第二項の規定による協議及び同条第三項の規定による要請並びに法第三十九条第一項の規定による命令に関する事項を除く。）及び法第五十四条第一項第四号に定める事項（法第三十二条の六第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による公表並びに法第三十二条の二十一第一項の規定による情報の収集に関する事項を除く。）についての主務省令は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(新設)

(都道府県又は市が処理する事務)

第十四条 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に関するもの（以下この条において「立入検査等事務」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

- 一 その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）
- 二 その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事

第十七条 (略)

(主務大臣が指示をすることができる事務)

第十八条 法第五十七条の政令で定める事務は、第十六条第一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務(特定保守製品取引事業者に関するものを除く。)とする。

(権限の委任)

第十九条 法第四条第三項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

2 法第四条第三項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の輸入又は販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に

2 前項の規定により立入検査等事務を行つた都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十五条 法第五十六条第一項の政令で定める権限は、第四十条第六項の規定による要請をする権限とする。

(主務大臣が指示をすることができる事務)

第十六条 法第五十七条の政令で定める事務は、第十四条第一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務(特定保守製品取引事業者に関するものを除く。)とする。

(権限の委任)

第十七条 法第四条第二項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

2 法第四条第二項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の輸入又は販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に

関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

3 | 法第四条第三項第四号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品の販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4 | 法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分(法第六条に規定する主務省令で定める特定製品の区分をいう。次項から第七項までにおいて同じ。)に属する特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者(法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者を除く。)に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

5 | 法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者(法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者を除く。)に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

6 | 法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届

関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

(新設)

3 | 法第六条、第七条第二項、第八条から第十条まで及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分(法第六条に規定する主務省令で定める特定製品の区分をいう。次項において同じ。)に属する特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4 | 法第六条、第七条第二項、第八条から第十条まで及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

(新設)

出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

7 | 法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店又は主たる事務所所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

8 | 法第十四条及び第十五条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

9 | 法第三十二条の四の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

10 | 法第三十二条の十八及び第三十二条の二十二の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

11 | 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項

（新設）

5 | 法第十四条及び第十五条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

6 | 法第三十二条の二の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

7 | 法第三十二条の十六及び第三十二条の二十の規定に基づく経済産業大臣の権限は、特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

8 | 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項

の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）に関するものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

12| 法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第二十条 (略)

別表第一（第一条、第三条、第八条関係）

一〇十二 (略)

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

別表第二（第二条、第九条関係）

の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（新設）

（消費生活用製品から除かれる製品）

第十八条 法別表第九号の政令で定める法律は、別表第四の上欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第六条関係）

一〇十二 (略)

（新設）

別表第二（第二条、第七条関係）

(略)

別表第三(第四条關係)

(略)

別表第四(第二十条關係)

(略)

(略)

別表第三(第三条關係)

(略)

別表第四(第十八条關係)

(略)

改正案	現行
<p>（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）</p> <p>第二条 ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第二十一条第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第八条（ガス事業法の準用） 法第一百五十五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二</p>	<p>（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法）</p> <p>第二条 ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の承諾を得たガス小売事業者等は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定は、法第十五条第二項の規定による同項に規定する事項の提供について準用する。</p> <p>第八条（ガス事業法の準用） 法第一百五十五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二</p>

項並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、準用事業者（法第五十五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十九条第六項及び第二十一条第四項において同じ。）に準用する。

2・3 (略)

(ガスの使用制限等)

第九条 法第六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等（同項に規定するガス小売事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五十万立方メートル以上である小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。次項及び第十九条第二項において同じ。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行うものでなければならぬ。

2 (略)

(取引デジタルプラットフォームにおけるガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法)

第十六条 法第三十七条第三項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 競り

二 当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定のガス用品の販売価格を設定し、当該ガス用品の販売価格により契約の相手方となることを条件として一般消費者等による

項並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、準用事業者（法第五十五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十八条第六項及び第二十条第四項において同じ。）に準用する。

2・3 (略)

(ガスの使用制限等)

第九条 法第六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等（同項に規定するガス小売事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五十万立方メートル以上である小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。次項及び第十八条第二項において同じ。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行うものでなければならぬ。

2 (略)

(新設)

契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の一般消費者等の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者等を当該契約の相手方と決定する方法

第十七条 (略)

第十八条 (略)

(報告の徴収)

第十九条 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(証明書の保存に係る経過期間)
第十六条 法第四十六条第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げる特定ガス用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(外国登録ガス用品検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)
第十七条 法第五十六条第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

(報告の徴収)

第十八条 法第七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 消費機器（法第百五十九条第一項に規定する消費機器をいう。第二十一条第三項及び第四項において同じ。）の調査に関する業務の運営に関する事項

2
26 (略)

7 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス用品の製造又は輸入の事業を行う者（届出事業者を除く。）に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係るガス用品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

8
(略)

9 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係るガス用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の製造又は輸入の業務に関する事項（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）とする。

10 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係るガス用品の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該ガス用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の

三 消費機器（法第百五十九条第一項に規定する消費機器をいう。第二十条第三項及び第四項において同じ。）の調査に関する業務の運営に関する事項

2
26 (略)

7 法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係るガス用品の種類（届出事業者にあつては、型式）、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

8
(略)

(新設)

(新設)

場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の輸入の業務に関する届出事業者の事業に関する事項とする。

第二十条 (略)

(都道府県又は市が処理する事務)

- 第十九条 法第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、ガス用品の販売の事業を行う者に関するもの（以下の条において「立入検査等事務」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。
- 一 その事業場の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）
 - 二 その事業場の所在地が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事
 - 三 前項の規定により立入検査等事務を行つた都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。
 - 三 第一項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

(権限の委任)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第四号から第六号まで、第九号、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第二十六号、第三十一号から第三十三号まで、第三十六号及び第三十七号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇二十二 (略)

二十三 法第四百十条、第四百十一条第二項、第四百十二条、第四百四十三条及び第四百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分(法第四百十条に規定する経済産業省令で定めるガス用品の区分をいう。次号及び第二十五号において同じ。)に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者(法第四百十条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。)に関するもの

(略)

事業場の所在地を管轄する経済産業局長

(権限の委任)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 次の表の上欄に掲げる経済産業大臣の権限は、それぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長が行うものとする。ただし、同表第四号、第五号、第六号、第九号、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで、第二十四号、第二十九号、第三十号、第三十三号及び第三十四号に掲げる権限については、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇二十二 (略)

二十三 法第四百十条、第四百十一条第二項、第四百十二条から第四百四十四条まで及び第四百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分(法第四百十条に規定する経済産業省令で定めるガス用品の区分をいう。)に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するもの

(略)

事業場の所在地を管轄する経済産業局長

二十四 法第四百四十条、第四百四十一条第二項、第四百四十二条、第四百四十三条及び第四百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分に属するガス用品の輸入の事業に係る国内管理人の事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するもの

二十五 法第四百四十条、第四百四十一条第二項、第四百四十二条、第四百四十三条及び第四百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第四百四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するもの

二十六 法第四百四十八条及び第四百四十九条の規定に基づく権限

当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長

本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

届出事業者の事業場の所在地（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人

（新設）

（新設）

二十四 法第四百四十八条及び第四百四十九条の規定に基づく権限

（新設）

（新設）

届出事業者の事業場の所在地を管轄する経済産業局長

二十七～三十 (略)

三十一 法第七十一条第一項及び第七十二条第一項の規定に基づく権限（法第八十九条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）であつて、次に掲げるもの

(一)～(五) (略)

(六) ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）に関するもの

(七) 特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するもの

三十二 法第七十三条第一項の規定に基づく権限であつて、ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）に関するもの

三十三 法第七十三条第一項の規定に基づく権限であつて、特定輸入事

の事業場の所在地（を管轄する経済産業局長 (略)

事業場の所在地を管轄する経済産業局長 (略)

事業場の所在地を管轄する経済産業局長 (略)

事業場の所在地を管轄する経済産業局長 (略)

当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長 (略)

当該国内管理人の事業場の所在地 (略)

二十五～二十八 (略)

二十九 法第七十一条第一項及び第七十二条第一項の規定に基づく権限（法第八十九条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）であつて、次に掲げるもの

(一)～(五) (略)

(六) ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの

(新設)

三十 法第七十三条第一項の規定に基づく権限であつて、ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するもの

(新設)

(略)

事業場の所在地を管轄する経済産業局長 (略)

事業場の所在地を管轄する経済産業局長 (略)

事業場の所在地を管轄する経済産業局長 (略)

事業場の所在地 (略)

(新設)

(新設)

<p>業者である届出事業者及びその国内 管理人に関するもの 三十四・三十五 (略) 三十六 法第八十二条第一項の規定 に基づく権限(法第四十九条の規 定に基づく権限の行使に係る場合 に限る。)</p>	<p>地を管轄する経 済産業局長 (略) 事業場の所在地 (特定輸入事業 者である届出事 業者にあつては 、その国内管理 人の事業場の所 在地)を管轄す る経済産業局長 (略)</p>
<p>5 (略)</p> <p>(経済産業大臣が指示をすることができる事務)</p> <p>第二十二條 法第九十一条の政令で定める事務は、第二十條第 一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事 務とする。</p> <p>別表第二(第十五條、第十七條關係) (略)</p>	

<p>三十一・三十二 (略) 三十三 法第八十二条第一項の規定 に基づく権限(法第四十九条の規 定に基づく権限の行使に係る場合 に限る。)</p>	<p>(略) 事業場の所在地 を管轄する経済 産業局長</p>
<p>5 (略)</p> <p>(経済産業大臣が指示をすることができる事務)</p> <p>第二十一條 法第九十一条の政令で定める事務は、第十九條第 一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事 務とする。</p> <p>別表第二(第十五條、第十六條關係) (略)</p>	

改 正 案	現 行
<p>（特定電気用品）</p> <p>第二条 法第二条第二項の特定電気用品は、別表第一の上欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（取引デジタルプラットフォームにおける電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法）</p> <p>第三条 法第二条第三項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。</p> <p>一 競り</p> <p>二 当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定の電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格により契約の相手方となることを条件として当該デジタルプラットフォームフォームを利用する者による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、当該デジタルプラットフォームを利用する者から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の当該デジタルプラットフォームを利用する者の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした当該デジタルプラットフォームフォームを利用する者を当該契約の相手方と決定する方法</p>	<p>（特定電気用品）</p> <p>第一条の二 法第二条第二項の特定電気用品は、別表第一の上欄に掲げるとおりとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（証明書の保存に係る経過期間）</p>

第四条 (略)

第五条 (略)

第六条 (略)

(報告の徴収)

第七条 法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が電気用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る電気用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該電気用品の製造又は輸入の業務に関する事項(特定輸入事業者である届

第二条 法第九条第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第一の上欄に掲げる特定電気用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(検査機関の登録の有効期間)

第二条の二 法第三十二条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第二条の三 法第四十二条の四第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員(同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。))に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、経済産業省令で定める。

(報告の徴収)

第三条 法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が電気用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る電気用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該電気用品の製造又は輸入の業務に関する事項とする。

出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）とする。

2 (略)

3 法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係る電気用品の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該電気用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該電気用品の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関する事項とする。

(輸出用電気用品の特例)

第八条 届出事業者が専ら輸出するために行う電気用品の製造又は輸入については、法第八条第一項から第三項まで(当該電気用品が特定電気用品である場合にあつては、同条第一項から第三項まで並びに法第九条第一項及び第三項)の規定は、適用しない。

2 (略)

第九条 (略)

2 (略)

(新設)

(輸出用電気用品の特例)

第四条 届出事業者が専ら輸出するために行う電気用品の製造又は輸入については、法第八条(当該電気用品が特定電気用品である場合にあつては、同条及び法第九条第一項)の規定は、適用しない。

2 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が電気用品を輸出するために販売し、又は販売の目的で陳列しようとするときは、法第二十七条第一項の規定は、適用しない。

(都道府県又は市が処理する事務)

第五条 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつ

(権限の委任)

第十条 法第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分（法第三条に規定する経済産業省令で定める電気用品の区分をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）に属する電気用品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

て、電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。）を行う者に関するもの（以下この条において「立入検査等事務」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。この場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

一 その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）

二 その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事

2 前項の規定により立入検査等事務を行った都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

(権限の委任)

第六条 法第三条、第四条第二項及び第五条から第七条までの規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分（法第三条に規定する経済産業省令で定める電気用品の区分をいう。次項において同じ。）に属する電気用品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

2 法第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

3 法第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4 法第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

5 法第十一条及び第十二条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らそ

2 法第三条、第四条第二項及び第五条から第七条までの規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

（新設）

（新設）

3 法第十一条及び第十二条の規定に基づく経済産業大臣の権限は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

の権限を行うことを妨げない。

6 | 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）に関するものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

7 | 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（事務の区分）

第十一条 第九条第一項の規定により都道府県又は市が処理することとされている法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項に規定する事務並びに第九条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

別表第一（第一条、第二条、第四条関係）
（略）

4 | 法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（新設）

（事務の区分）

第七条 第五条第一項の規定により都道府県又は市が処理することとされている法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項に規定する事務並びに第五条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

別表第一（第一条、第一条の二、第二条関係）
（略）

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（取引デジタルプラットフォームにおける液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法）</p> <p>第五条 法第二條第九項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。</p> <p>一 競り</p> <p>二 当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定の液化石油ガス器具等の販売価格を設定し、当該液化石油ガス器具等の販売価格により契約の相手方となることを条件として一般消費者等による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の一般消費者等の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者等を当該契約の相手方と決定する方法</p> <p>第六条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条 液化石油ガス販売事業者は、法第十四條第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項の経済産業省令で定める方法（次</p>

第七条 (略)

第八条 (略)

項において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの(次項において「書面等」という。)による承諾を得なければならない。

- 2 前項の承諾を得た液化石油ガス販売事業者は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。
- 3 前二項の規定は、法第二十八条第二項の規定による同項に規定する事項を提供する場合について準用する。

(保安機関の認定の有効期間)

第六条 法第三十二条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(委託の方法)

第七条 法第三十八条の四の二第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
- イ 委託に係る免状交付事務の内容に関する事項
- ロ 委託に係る免状交付事務を処理する場所及び方法に関する事項
- ハ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

第九條 (略)

第十條 (略)

第十一條 (略)

第十二條 (略)

- 二 その他経済産業省令で定める事項
- 二 委託をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示すること。

(委託することのできない事務)

第八條 法第三十八條の四の二第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第三十八條の四第二項第三号の規定による認定の事務
- 二 法第三十八條の四第三項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付の拒否に係る事務

(証明書の保存に係る経過期間)

第九條 法第四十七條第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げる特定液化石油ガス器具等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(検査機関の登録の有効期間)

第九條の二 法第五十四條第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)

第九條の三 法第六十四條第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員(同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検

(報告の徴収)

第十三条 (略)

254 (略)

5 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者(届出事業者を除く。)に対し、その製造又は輸入に係る液化石油ガス器具等の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の製造又は輸入の業務に関する事項について報告をさせることができる。

6 (略)

7 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、届出事業者に対し、その製造又は輸入に係る液化石油ガス器具等の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の製造又は輸入の業務に関する事項(特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。)について報告をさせることができる。

8 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、特定輸

査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。

(報告の徴収)

第十条 (略)

254 (略)

5 法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る液化石油ガス器具等の種類(届出事業者にあつては、型式)、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の製造又は輸入の業務に関する事項について報告をさせることができる。

6 (略)

(新設)

(新設)

入事業者である届出事業者の国内管理人に対し、当該届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該液化石油ガス器具等の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関する事項について報告をさせることができる。

9| (略)

(関係行政機関への通報等)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

7| (略)

(関係行政機関への通報等)

第十一条 法第八十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる登録若しくは許可をし、届出を受理し、又は登録若しくは許可の取消しをしたときは、その旨をそれぞれ同表の下欄に掲げる者に通報しなければならない。

(表 略)

第十二条 法第八十七条第二項の規定による要請は、消防庁長官は経済産業大臣に対し、消防長は当該消防長の管轄区域を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）に対してするものとする。

(都道府県又は市が処理する事務)

第十三条 法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、供給設備を液化石油ガス販売事業の用に供す

-
- る販売所の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。次項から第六項までにおいて同じ。）が行うこととする。
 - 2 法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、液化石油ガス販売事業者の販売所に関するものは、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。
 - 3 法第八十三条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、液化石油ガス販売事業者の販売所に関するものは、当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣がその登録を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に関するものを自ら行うことを妨げない。
 - 4 法第八十二条第一項及び第八十三条第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、保安機関の事務所又は事業所に関するものは、当該保安機関の事務所又は事業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。
 - 5 法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、液化石油ガス設備士に関するものは、当該液化石油ガス設備士がその作業に従事した液化石油ガス設備工事に係る供給設備を液化石油ガス販売事業の用に供する販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。
 - 6 法第八十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、特定液化石油ガス設備工事事業者に関するもの
-

は、当該特定液化石油ガス設備工事業業者が特定液化石油ガス設備工事をした供給設備を液化石油ガス販売事業の用に供する販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

7 法第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第八十三条の二第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するもの（以下この条において「立入検査等事務」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

一 当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所が市の区域に属する場合 当該市の長（当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長）

二 当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事

8 前各項の規定により当該各項に規定する事務を行つた都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

9 第一項、第二項本文、第三項本文、第四項本文、第五項本文及び第六項本文の場合においては、法中第一項、第二項本文、第三項本文、第四項本文、第五項本文及び第六項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は

(権限の委任)

第十七条 (略)

2/6 (略)

7 法第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条及び第四十六条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分（法第四十一条に規定する経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分をいう。次項から第十項までにおいて同じ。）に属する液化石油ガス器具等の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）に関するものは、当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

8 法第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条及び第四十六条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の輸入の事業に係る事務所又は営業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）に関するものは、

指定都市の長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

10 第七項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

(権限の委任)

第十四条 (略)

2/6 (略)

7 法第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条から第四十五条まで及び第四十六条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分（法第四十一条に規定する経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分をいう。次項において同じ。）に属する液化石油ガス器具等の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、当該工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

8 法第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条から第四十五条まで及び第四十六条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の輸入の事業に係る事務所又は営業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

当該事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

9| 法第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条及び第四十六条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の輸入の事業に係る国内管理人の事務所又は営業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

10| 法第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条及び第四十六条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

11| 法第四十九条、第五十条及び第九十条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限（法第九十条第一項の規定に基づく権限にあつては、法第五十条の規定に基づく権限の行使に係る場合におけるものに限る。）は、届出事業者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所（特定輸入手業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所）を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（新設）

（新設）

9| 法第四十九条、第五十条及び第九十条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限（法第九十条第一項の規定に基づく権限にあつては、法第五十条の規定に基づく権限の行使に係る場合におけるものに限る。）は、届出事業者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

12| 15| (略)

16| 法第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第八十三条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）に関するものは、当該事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

17| 法第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第八十三条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、当該国内管理人の事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

別表第二（第四条、第十条関係）
(略)

10| 13| (略)

14| 法第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第八十三条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、当該事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(新設)

別表第二（第四条、第九条関係）
(略)